

# 税金

## 家屋・土地の変更の届け出は税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。令和7年（2025年）中に新築・増築・取り壊しのあつた家屋または用途の変更があつた土地（田畠を造成したなど）については、税務課まで届け出してください。

### 問 税務課（吉備庁舎）

## 所得税などの申告は e-Taxをご利用ください

### マイナンバーカードで自宅から e-Tax！



確定申告書はマイナポータル連携にお任せください



書かない確定申告  
マイナンバーカードで自宅からe-Tax



デジタル庁  
公式note

事前準備が必要です。  
※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続きなどの詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

- ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
- ※書面や申告会場（税務署など）で提出された場合には、1カ月（1カ月半程度で還付）。
- ・24時間いつでも利用可能。
- ・受信通知からいつでも申告内容を確認可能。

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

### 問 湯浅税務署 063-53351

## 事業所 入札参加資格登録の受け付け 開始（電子申請・紙申請）

令和8・9年度（2026・2027年度）

令和8・9年度（2026・2027年度）の2年間有効となる、有田川町入札参加資格登録申請の受け付けを行います。今回から紙申請に加えて、電子申請／12月以降、町ホームページを用いてオンラインで提出できます。

マイナポータル連携を利用すると、給与・年金・医療費・ふるさと納税などのデータを申告書の該当項目へ自動入力することが可能です。

※マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（またはICカードリーダーライタ）が必要です。

※法定申告期限などから5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

書類はウェブサイトにアップロードして申請してください。電子申請をして申請してください。電子申請をされた場合、紙で提出する必要はありません。

なお、現在登録中の方の有効期間は令和8年（2026年）3月31日（火）までですので、引き続き登録を希望される場合は、申請が必要です。

※期間後も随時受け付けますが、期間内に提出いたいた方を優先するため、登録が完了するまで日数を要します。

● 提出期間／令和8年（2026年）1月5日（月）～2月27日（金）  
※役場開庁日時に伴う。（郵送可）

● 提出先／財務課（吉備庁舎）  
・紙申請／12月から町ホームページでダウンロードしていただき、財務課（吉備庁舎）または清水行政局総務政策室でお受け取りください。

・電子申請／12月以降、町ホームページを用いて、電子申請もできるようになります。

・電子申請／12月以降、町ホームページを用いて、電子申請もできるようになります。

### 有効期間／令和8年（2026年）4月1日（水）～令和10年（2028年）3月31日（金）

有田川町が実施する入札の参加資格登録を希望される方は、受付期間内に電子もしくは紙により申請してください。詳しくは各部門の申請書の受け付け要領をご確認ください。

### 問 財務課（吉備庁舎）

※マイナポータル連携の利用には、

※法定申告期限などから5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

※マイナポータル連携の利用には、

・法定申告期限などから5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。